

## LPガスをお使いの皆様へ

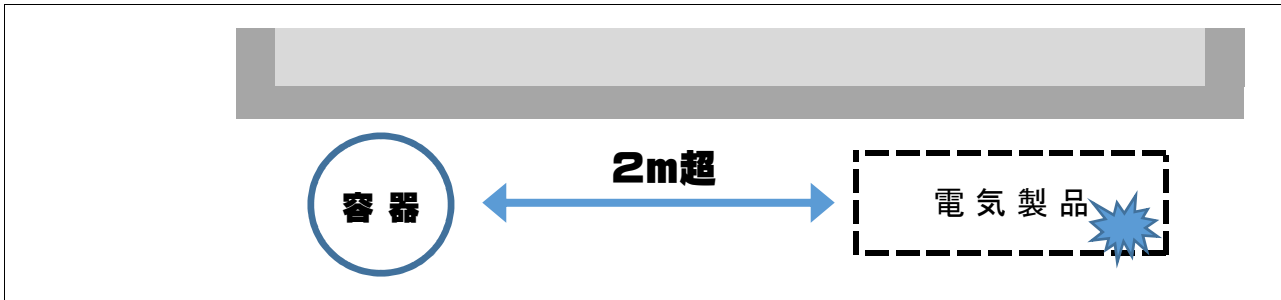
### LPガス容器と電気製品との保安距離の確保について

LPガス容器の近くに

エアコン室外機や浄化槽ブロアーなどの電気製品<sup>\*</sup>を設置する際は、、、

※チラシ下枠に記載の3項目を全て満たす場合は除かれます。

2mを超える保安距離を確保するか、



不燃性の隔壁で遮る必要があります。



**電気製品をLPガス容器の近くに設置する場合には  
事前にLPガス販売店にご相談ください！**

(既に保安距離内に電気製品が設置されている場合にも、  
LPガス販売店にお知らせ願います。)

#### 着火源となる可能性のある電気製品

下記の3項目をすべて満たさない電気製品は、着火源となる可能性があります。

- ① 直接裸火を持たないこと。
- ② 320℃より高温となる部分を持たないこと。
- ③ 接点を持つ電気製品は、ON-OFFによる電気火花が点火(着火)エネルギーより小さいこと。  
あるいは、接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。  
※日常使用しない接点など(保守および点検用など)は、接点として扱わない。



## CO（一酸化炭素）中毒の発生を防ぐために

### その1 十分な換気をしましょう。

換気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。  
給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。  
ガスストーブやガスファンヒーターなどを長時間使うときは、ときどき窓を開けて新鮮な空気に入れ換えるなど、必ず換気をしましょう。

### その2 日頃からのお手入れとメンテナンスをしましょう。

ガス機器や換気扇に油汚れやホコリがたまると給気不足により、不完全燃焼を起こし、COの発生につながる可能性があります。

### その3 万一来備え「CO警報器」を設置しましょう。

気づきにくいCOの発生をいち早くキャッチし、音声やブザーで警報し、事故を未然に防ぎます。

### その4 異常を感じたらすぐに連絡しましょう。

ガス臭い・ガス機器の炎が安定しないときや、炎の色が赤いなどの異常を感じたときは、すぐにガスの使用をやめて「緊急時連絡先」か「LPガス販売店」にすぐ連絡してください。

## こんな時どうする？

### ①ガス臭い時

- ・ 火気厳禁
- ・ 換気設備、電灯等には触れない
- ・ ガス栓を閉める

### ②気分が悪い時

- ・ CO（一酸化炭素）中毒の恐れ
- ・ ガス機器の使用を中止
- ・ 十分な換気

### ③地震が起こった時

- ・ ガス栓を閉める
- ・ ガス臭いときは窓を全開に

### ◎ 県問い合わせ窓口

地区	窓口	住所	電話番号
県央	消防安全課 産業保安室	水戸市笠原町978-6	029-301-3594
県北	県北県民センター 環境・保安課	常陸太田市山下町4119	0294-80-3355
日立	県北県民センター 日立商工労働センター	日立市幸町1-21-2	0294-21-6711
鹿行	鹿行県民センター 環境・保安課	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-6056
県南	県南県民センター 環境・保安課	土浦市真鍋5-17-26	029-822-7067
県西	県西県民センター 環境・保安課	筑西市二木成615	0296-24-9140